



イラスト作成業務の 委託契約書テンプレート Rev1.0

イラストレーター作家または
イラスト発注者向けテンプレ
レ

snaker

イラスト作成業務の委託契約書テンプレート

[受託者:(作家名)] (以下「甲」という。)と[委託者:(依頼者名)] (以下「乙」という。)とは、イラスト作成業務の委託に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条 (委託)

乙は、甲に対し、以下のイラスト (以下「本著作物」という。)の作成を委託し、甲はこれを受託した。

(1) 委託内容: 主に〇〇〇〇に使うデザインのメイキング及びイラストの作成、ラフを3パターン。〇〇を1パターン。××を2パターン。(構図違い) ※必要に応じて変更してください。

(2) テーマ: 〇〇をモチーフしたデザイン。

デザインの仕様/イメージは以下とする。

- ・依頼者のイメージ1記載 色づかい、色数、
- ・依頼者のイメージ2記載 印象、個性的、汎用的
- ・依頼者のイメージ3記載 コンセプト、企画意図、世界観 など

※必要に応じて変更してください。

(3) サイズおよび納品形式: XXX(原稿サイズ) (フォトショップ)psd、もしくは(イラストレータ)aiとする。

(サイズおよび納品形式: XXX(原稿サイズ)、印刷物/絵画とする。) ※データor現物、必要に応じて変更してください。

第2条 (納入)

1 甲は乙に対し、本著作物を以下の形式により、XXX年XX月XX日までに、乙に対して納入を完了とする。また著作物の納入完了する〇〇日前に、甲は乙に対してラフを事前に納入する。

上述の納入は、データ、メールにて送付もしくは指定のオンラインストレージ上にアップロードする方法とする。

(上述の納入は現物とし、郵送もしくは引き取りとする)

※データと現物、必要に応じて変更してください。

2 乙は、前項の納入を受けた後、速やかに納入物を検査し、納入物に瑕疵がある場合や、乙の企画意図に合致しない場合は、その旨甲に通知し、当該通知を受けた甲は、速やかに乙の指示に従った対応をする。

第3条 (検品)

1 乙は甲より本著作物の納入がなされた日から14日 (以下、「検査期間」という。)以内に、納入された本著作物の検査を行い、その検査結果について14日以内に甲に通知するものとする。ただし、過誤その他の瑕疵があったときは、直ちに甲に通知するものとする。

2 甲による本著作物納品の日から日経過しても、乙が甲に、前項に基づく検査の結果を通知しない場合には、当該納入物は前項所定の検査に合格したものとみなす。

第4条 (権利の帰属)

1 本著作物の著作権は甲に帰属する。乙から提出された作成指示書、テキスト原稿、画像等については、乙に帰属する。

2 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は甲に帰属する。

第5条 (利用許諾)

1 甲は、乙が本著作物を公開する目的で使用することを許諾する。

2 甲は、乙が本著作物を公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。

3 乙が本著作物を上記1の目的以外で使用する場合には甲の許可を得なければならない。

4 乙は、甲の文書による同意なしに上記1および2で定める制作物の使用权、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

5 甲は、乙が本著作物を利用するにあたり、その利用態様に応じて本著作物のサイズ、色調を変更したり、一部を切除することを予め承諾する。

6 甲は、乙が本著作物が二次的に利用するにあたり、その利用に関し予め承諾する。

※必要に応じて削除修正、追記修正してください

第6条（保証）

甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

第9条（対価）

乙は、甲に対し、デザイン、イラスト作成業務及び本著作物の利用許諾の対価、その他本契約に基づく一切の対価として、金XX,XXX円（消費税込み）を支払う。また乙は月末までのすべての検品終了後、対価を後払いする。

上述に基づく委託料の金額に関しては、本条各号のいずれかに該当する場合には、甲は、該当することとなった日から、14日以内に、乙に再度見積書を提出することにより、乙に対して委託料の変更を請求することができるものとする。ただし、その請求金額は、実費を上限とする。

- （1）乙に起因する原因により、乙がイラストの仕様、枚数を変更するとき
- （2）乙に起因する原因により、乙が本著作物の納入期限を変更するとき
- （3）乙が提供する原始資料の遅延及び過誤等が原因で、甲による制作に掛かる費用が増加したとき

第10条（有効期間）

1 本基本契約の有効期間は、本基本契約締結の日から満1年間とする。ただし期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、本基本契約と同一条件で更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 個別契約が本基本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本基本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第11条（その他）

本契約に定めのない利用態様については、甲乙別途協議の上、利用の可否、対価等につき決するものとする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保持する。

XXXX年XX月XX日

甲

住所

氏名 印

乙

住所

氏名 印